

# 農振除外について

村では、優良農地確保のため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき農用地利用計画を策定し、農業のために保全・利用すべき区域を「農用地区域」として定めています。

農用地区域内の農地は、農業以外の目的には利用できないこととなっていますが、やむを得ず、農業以外の用途（宅地、工場、資材置場等）に使用する場合は、農地転用申請前に農用地区域からの除外手続きが必要です。ただし、農用地区域からの除外は、以下の6要件をすべて満たす場合に限られます（申出により、必ず農振除外が容認されるわけではありません）。

農振除外決定までの期間は、申出書の提出から概ね1年程度を見込んでください（手続きの中で、村と県との間で協議が必要となりますが、県への協議は受付分全体を一つの計画として処理するため、協議の難航する案件等がある場合、全体の決定が遅れることがありますのでご注意ください）。

■農用地区域からの除外は、農振法第13条第2項に定める次の6要件全てを満たすときのみ行えます。

## 第1号 1、必要性があること。

除外する理由は何か。なぜ、この場所において除外が必要か。

スケジュールから不要不急に除外するものではないか。

## 2、代替する土地がないこと。

土地所有者又は親族の土地を利用する場合、申出地より営農条件の悪い農用地がないか。

他人の土地を利用する場合、なぜこの場所でなければならないのか、農用地区域外の土地も含めて検討した結果、他の土地を選定できない明確な理由はなにか。

## 3、規模が妥当であること。

除外面積は必要最小限にする必要があるため、その施設について必要と認められる必要最小限の面積となっており過大規模ではないか（例：一般住宅用地 500 m<sup>2</sup>）。

## 4、事業実施が確実であること。

事業実施にともない他法令の許可が必要な場合は、その許可の見込みがあるか（農地法に基づく転用許可見込みがあるか、その他関係法令の許認可の見込みがあるか）。

## 第2号 地域計画の達成に支障ないこと。

※榛東村では、現時点において、地域計画は未策定ですので、この要件の適否の確認は不要です。

## 第3号 農地の集団性を阻害しないこと。

農地の辺縁部に位置する等、農地の集団性を阻害する除外でないか。農地以外の土地が介在することにより効率的土地利用に影響するような集団農地の中央部や虫食いの除外でないか。辺縁部であっても日照・通風・雨水・汚水等の放流により周辺への営農に支障が生じる恐れはないか。

## 第4号 認定農業者等による利用集積がないこと。

現に利用権設定がないか、今後もその予定がないか。認定を受けた農業経営改善計画を達成できなくなる等、安定的な農業経営に支障が生じる恐れはないか。

## 第5号 土地改良施設の機能に支障がないこと。

除外予定地周辺に農業用排水路やため池など農用地区域を保全するために必要な施設は存在しないか。  
存在する場合、施設の毀損や土砂流入による用排水停滞、汚濁水流入等が生じる恐れはないか。

## 第6号 土地改良事業完了後8年経過していること。

土地改良事業が実施された農地は営農条件が優れているため、工事が完了した年度の翌年度から起算して、8年を経過した土地であること。

### ■注意事項

- 申出書の提出後に、現地確認等のため、村の担当職員等が申出地や既存施設に立ち入り写真撮影等を行うことがあります。その際、事前連絡等はいりません。
- 委任状により書類等の提出を代理人に委任された場合でも、必要がある場合は土地所有者等に直接問合せ等を行うことがあります。
- その他、必要に応じて追加書類等を提出していただく場合があります。その際は、速やかな提出にご協力をお願いします。
- 農用地区域からの除外や農用地の用途区分の変更（軽微変更）等については、農地転用許可申請、開発許可申請、建築確認申請等の手続きが必要になる場合がありますので、変更後速やかに各種申請手続き等を行ってください。農振除外が容認された後、農地転用等の必要な手続きや事業に着手しない場合、再度農用地区域に編入します。この際、事前確認等の連絡は行いません。
- 農業用施設（畜舎・堆肥舎・農機具収納施設等）を建築したいときは、軽微な変更（農用地を農業施設用地として用途区分の変更）が必要です。この土地については、転用後も農用地区域内であるため、農業以外に利用するときはあらためて除外する必要があります。

### ■農用地区域からの除外（農振除外）・編入等の受付

- 期間：毎年3月1日～31日（土・日・祝日は除く） 8:30～17:15 まで  
※提出の際に、書類確認等を行いますので、事前にご連絡をお願いいたします。
- 場所：榛東村役場 産業振興課（庁舎2階）
- 電話：直通 0279-26-2559 代表 0279-54-2211（内線 223）

### ■提出書類

- 別紙「農用地利用計画変更（農振除外・編入・軽微変更）申出 提出書類」のとおりです。